

Contents

AIPPI Bureau

[President より来年に向けたメッセージ](#)

(Felipe Claro, President of AIPPI)

年末は家族と過ごすときです。皆様も、親しい人たちと一緒に大切な時間を過ごされていることでしょう。来たる 2015 年も引き続き、業務の進め方や連携のあり方に関して改善を図り、AIPPI にとって有意義な一年にしていきたいと思います。

[AIPPI スリランカ部会ービジネスにおけるイノベーション促進に関するセミナー](#)

(Karen Abraham, Assistant Secretary General)

AIPPI スリランカ部会は、在スリランカ欧州商工会議所と共同で、ビジネスにおけるイノベーション促進にスポットを当てた、知的財産分野のベストプラクティスに関するセミナーを開催しました。

[ASIFI 創立 50 周年の壮大な式典ーメキシコ](#)

(Felipe Claro, President of AIPPI)

ASIFI (米州知的財産協会) の創立 50 周年を記念する行事が、2014 年 11 月 29 日から 12 月 3 日までメキシコで開催されました。壮大な式典を行うため、ソカロ (憲法広場) 近くの会場を選んだのですが、ここは、周囲にある歴史的建造物へも容易に足を運べるという好立地でした。

また、AIPPI の President である Felipe Claro の Vice President 時代の業績に対し、Marca Sur 優秀金賞が授与されました。[続きを読む](#)

2015 年 AIPPI リオデジャネイロ総会

2015 年 AIPPI 国際総会ーリオデジャネイロ、2015 年 10 月 10 日～14 日（スポンサー募集のご案内）

（Rio 2015 Organizing Committee）

2015 年の AIPPI 国際総会は、ブラジルのリオデジャネイロで開催されます。今年は、掲載の方法等も改善し、参加者に宣伝・アピールできる貴重な機会を、スポンサーの皆様に提供します。新たに採用した方法では、AIPPI ウェブサイトのバナーや、各会場のスクリーンなども使用し、目につきやすい形でスポンサー名が表示されます。さらに、展示会場における開会式レセプションなど、スポンサーが参加者と触れ合う機会を増やすために、交流の仕方にも新たな工夫を取り入れています。

また、AIPPI 国際総会の開催中に、ブラジル知的財産協会（ABPI）の年次総会が執り行われます。この ABPI 総会には例年、米州 20 カ国から約 1000 名の参加があり、これらの人々に対しても、追加コストなしで宣伝できます。

以上のように、すばらしい機会を用意していますので、[こちら](#)からスポンサー募集のパフレットをご覧になり、ご検討ください。

リオデジャネイロ総会ー議題の作業ガイドライン

（AIPPI General Secretariat）

以下に示すリオデジャネイロ総会における議題のガイドラインを、まもなく各部会へ送付します。

議題 244：多国間での発明における発明者適格

議題 245：商標の不当な利用：寄生的行為とフリーライド

議題 246：図書館、公文書館、教育・研究機関に対する著作権保護の例外と制限

議題 247：営業秘密：取引制限との重複、行使の側面

今後の行事

2015年1月：セミナー「アンブッシュマーケティング司法の観点」2015年1月12日ーミラノ

(AIPPI Italian Group)

2015年1月12日、ミラノ裁判所（所在地：Corso di Porta Vittoria）において、「アンブッシュマーケティング司法の観点」と題したセミナーを開催します。[詳細を見る](#)

2015年3月：ドイツ・フランス・ポーランド合同セミナー、2015年3月19日・20日ーベルリン

(AIPPI German, French, Polish Groups)

ドイツ部会、フランス部会、ポーランド部会による合同セミナーを、2015年3月19日、20日の両日にドイツのベルリンで開催します。詳細は追ってお知らせします。

記事・解説

アルゼンチン：[注目の裁判において最高裁が Google 側の主張を支持](#)

(Dámaso A. Pardo, PAGBAM IP, Buenos Aires, Argentina)

アルゼンチンの最高裁は、女性モデルのベレン・ロドリゲス氏が Google 社を訴えた裁判で、検索エンジンやプロバイダ (ISP) の法的責任は、厳格責任ではなく、過失に基づかなければならないとして、Google 側の主張を支持する判決を下しました。

アルゼンチン：[最高裁が裁量上訴を認めず一選択発明に関する控訴審を支持](#)

(Article by Ignacio Sánchez Echagüe, Marval, O'Farrell & Mairal, Buenos Aires, Argentina)

2014年9月30日、アルゼンチン最高裁判所は、選択発明の特許適格性と、当初の出願で開示した対象物を適度に一般化してクレームすることの可否が争われた裁判 (ファイザー vs 工業所有権庁) において、ブエノスアイレス連邦控訴裁判所の判決を支持し、上訴を棄却しました。

オーストラリア：[連邦控訴裁がソフトウェア特許に関する新たな判断基準を設定—すべてはその実質](#)

(Manuel Schmidt and Connie Merlino, F B Rice & Co, Sydney, Australia)

コンピュータ関連発明の特許適格性に関する最近の裁判 (Research Affiliates LLC vs 特許庁長官) において、連邦控訴裁判所は「発明の実質」に基づく新たな判断基準を設定しました。

オーストラリア：[医薬特許の期間延長申請の期限は延長可能であることを最高裁が確認](#)

(Linda Govenlock and Sarah Matheson, Allens, Melbourne, Australia)

オーストラリア最高裁判所は、医薬特許の期間延長を申請するための期限が延長可能であることを確認しました。これは医薬特許の所有者にとって朗報であり、期間延長の申請は、特許期間が終了する前に提出するという要件が確定されます。

エクアドル：[マルクーシュ・クレームは不可](#)

(Gabriel Kuri, Corral Rosales Carmigniani Pérez, Quito, Ecuador)

マルクーシュ構造のクレームは、主として化学分野で使用され、共通の特性や活性を有する化合物の代替物を定義したり、すべての代替物に共通する構造要素を定義したりするものですが、エクアドルでは、このようなクレームに対する特許保護は認められてい

ません。

ドイツ：[不正競争における企業経営者の責任—連邦裁の判断の変化—2014年6月18日判決 — I ZR 242/12 -企業経営者の責任](#)

(Karolina Schöler, HARTE-BAVENDAMM Rechtsanwälte, Hamburg, Germany)

不正競争の罪に問われた有限責任会社の経営者（CEO）の個人的な責任について、ドイツ連邦裁判所の判断が変わってきています。ここで紹介する判決に照らして考えると、不正競争に関する事件の大半で、経営トップの個人的責任を問うことは難しくなったと言えるでしょう。

日本：[アップル vs サムスン特許訴訟の知財高裁判決](#)

(ユアサハラ法律特許事務所 花井美雪)

知的財産高等裁判所はアップル社に対し、FRAND条件に沿ったライセンス料に相当する約1千万円を損害賠償として支払うよう命じました。判決では、FRAND宣言された特許に関する条件についても示されましたが、販売差し止めの仮処分については認めませんでした。

スペイン：[著作権法の改正](#)

(Sergio Miralles and Elena Molina, Intangibles Legal, S.L.P., Barcelona, Spain)

スペインでは2014年10月30日、著作権を改正するための法案が国会を通過しました。注目すべき改正としては、ネット上での著作権侵害対策としての新たな法的手段、いわゆる「Google税」が挙げられます。

スウェーデン：[英語での特許取得が可能に](#)

(Louise Jonshammar, The Swedish Patent and Registration Office (PRV), Stockholm, Sweden)

スウェーデンでは、2014年7月1日以降に出願された特許を、英語で付与することが可能になりました。この改正により、スウェーデン語が分からない出願人も、出願プロセスに対応するための費用を削減できます。さらに、質の高い調査と短期間での処理も合わせて、出願件数の増加を目指します。

スウェーデン：[第三者の商標の許容される使用—損害がなければ侵害ではない](#)

(Erik Ficks and Oskar Ljungholm, Roschier, Stockholm, Sweden)

ここで紹介するスウェーデン最高裁の判決は、ダブル・アイデンティティーの場合における商標の機能の保護に焦点を当て、また、あらゆる侵害事件での損害の立証責任を定めており、第三者の商標の許容される使用に関する指針となるものです。

米国：[現行の米国法では、インターネットの使用は、抽象概念を特許性のある主題に変えるには不十分](#)

(Kristin Whidby, Fried, Frank, Harris, Shriver & Jacobson, LLP, Washington, DC, USA)
連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、インターネット上で、広告の閲覧と引き換えに著作権保護されたものを入手する方法に関する特許は、特許性のある主題がクレームされていないため無効であるという判決を下しました。

WIPO：[第 12 回 標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的展開に関する作業部会](#)

(Elena Molina, Secretary of the Standing Committee on Trademarks of AIPPI, Intangibles Legal S.L.P., Barcelona, Spain)

マドリッド協定およびマドリッド議定書のすべての締約国で構成される、この WIPO 作業部会の第 12 回セッションが、2014 年 10 月 20 日から 24 日まで、ジュネーブの WIPO 本部で開催されました。

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集方針及びガイドライン](#)に沿ったものにしていただくようお願いします。

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Matthew Swinn

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、S Olga Sirakova

Members: Johnny Fiandero

Erik Ficks

Eléonore Gaspar

Bianca Manuela Gutierrez

Bernardo Herrerias

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Richard Vary

Peter Widmer

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。